

總會にかけまして、六日に諮問にこたえる答申といたしまして報告をいたしました。これが大体の経過であります。で、この法案は、その後政府の方でこの答申によって作られ、さらに一月に至りましてまた調査部会と、それから總會とに諮られて正式なものになって、ここに法律案として出たと聞いております。そうしてここに出た法律案はわれわれが答申したものと字句は多少違ふかもしれないが、内容は全部そのままと、いつてもいいというように聞いております。従って、私は法律案については実は入手しておりません。けれども、われわれが答申したそのものと変わりが無いということなのであります。そのわれわれが答申したものとについて一つこれから申し上げることにいたします。これはまた現在の法律案そのものについて申し上げると、おそらく何の変りもないと思うからでございます。

この法律案の内容から申し上げますと、法律案は、まず第一に、前に申し上げました関税率表そのものについて非常なる変更を加えているわけでありませう。これは明治四十三年に作ったものと非常に変わっておりまして、ブラッセルの関税率によることになっております。ブラッセルの関税率は、これは第一次世界大戦後、各国が統一した関税率を採用したというので、ジュネーブの関税率というものを作成しましたが、それが十分に各国に採用されないうちに第二次世界大戦になった。そこで、この第二次世界大戦後ブラッセルに創立せられたヨーロッパ諸国同盟研究団によって各国共通のものを作りたいというので、一九五〇年に草

案ができ、五五年から各国が採用するものができて、現在におきましてはおよそ、一、三十カ国、二十数カ国が採用しているものと存じます。従って、日本がこれによるということは、ガットの交渉等におきましても共通の税率であります。それから、非常に便利である。それから、その分類はきわめて科学的である。恣意を許さない、自分勝手な解釈を許さない。ちゃんと注釈書があつて、それによって分類をしていくのであつて、きわめて公平である、こういうような長所があるのでございませう。

そして、その分類は、大分類が二十一分類、その次の中分類が九十九、その次の小分類が千九百九十六に分かれておりまして、そこまでは、この千九百九十六までは、世界各國はもう同じようなものを採用する。そのものを採用する。その千九百九十六の下に、今度は税目を小さく分けていく。それは各國が自分の國の都合によつてしかるべく分類していい、こういうことになっております。

その分類が、前申しました、先進工業國では二千ないし六千に分かれておると申し上げましたそれなのであります。そこで、それでは日本の方はどうしたかと申しますと、その分類によりまして分けましたのが二千二百三十三でございませう。日本は九百四十三が二千二百三十三となりませう。まず先進工業國と大体同じ程度になってきたと申し上げていいのだと存じます。そう二千二百三十三となつたのであります。それと前の税率とを比べたならばどういふ結果になっておるかと思はれますと、税率の上がつたものが二百五十一、下がつたものが三百八

十六、据え置きが千五百九十六でございませう。

それでは、その上がった二百五十一というものについてはどういふものなのかと申しますと、それは大体二つありまして、産業政策上、今後これから後育成すべき産業である、こう認めるものにつぎまして引き上げをいたしました。バター、チーズ等、あるいは化学薬品、工作機械の一部というふうなものであります。それから、自由化になりましますと、前にも申し上げましたように、外国からたくさん入ってくるかもわからない。そのために、非常に衝撃を受ける産業、今のままではこれは日本の産業として立つていきにくいというふうなもの、そういうものについて、その外国からの衝撃を緩和するといふようなものにつぎまして、引き上げたものがございませう。大豆であるとか、非鉄金属の一部であるとかがそれでありませう。

それでは、税率を引き下げたものはどうか。どんなものを引き下げたのかと申しますと、これは、昭和二十六年の当時は相当に保護をする必要があつた、しかし今はもう十分だ、国際貿易の競争場裏においても十分にやっつけていけるというふうなもの、そういうものに対して引き下げたものがございませう。これは、たとえば眼鏡であるとか、あるいは陶磁器であるとかいふようなものを引き下げました。いま一つは、奢侈品について引き上げました。奢侈品といふものにつぎましては、ずっと前は十割一〇〇の関税をかけておつたのであります。昭和二十六年にはこれを五〇%ないし四〇%というものに引き下げておりました。

それが現行の税率なのであります。しかし、今はこれは少し下げてもいいじゃないかということ、この五〇%ないし四〇%を、一〇%くらいづつ引き下げまして、四〇%ないし三〇%というものにした。これは貴石であるとか、貴金属あるいはミンクなんかの毛皮というふうなものにございませう。それから、いま一つは、国内に生産のないもの、これも引き下げました。たとえばコリア豆のときものであります。

その他のもの、千五百九十六の非常にたくさん品目になっております。そのものはどうであるか。これも二つに分けることができます。一つは、各方面から調査いたしました、その調査審議の結果、現状のままがいいんだというものが一つであります。そしてそれが千五百九十六の大部分であります。みんな相当に審議を加えた結果、これでいいのだというのが大部分なのであります。いま一つは、調査して今きめようと思つても、きめるのが適当でないというものであります。関税でできるよりも、もう少し先行した政策が必要であると考えられるものなのであります。これは米だとか小麦だとかいふような主食、あるいは砂糖であるとかあるいは非鉄金属の一部である銅だ、鉛だ、亜鉛だといふようなものとか、石炭、石油といふようなものがそれなのであります。大体大きく分類するとこの二つがあると存じます。

こういうように、まあ大ざっぱに分けると分けることができると思はれますが、それでは、その結果として、税率を全体として見たらどうかと申しま

すると、二千二百三十三のうち、無税のものが二百八十、それから一〇%のものが五百五十四、二〇%までのものが五百八十九、二五%までのものが百八十三、三〇%までのものが百十五、さらに上の方になって、たばこになりますと三五%、一〇〇%のものもあるし、それから三五%のものまであります。これはむしろ専売に關するもので例外であります。まずそういうようなものが主たるものでありまして、その中で、今申し上げた数字からごらん願ひしても、一五%のもの二〇%のものを合わせますと、これが千五百五十四になりまして、五割一分、この二つで半ばをこえておるといふわけでありませう。すなわち一五%、二〇%のものが日本の税率では最も多いのだということでありませう。それにその次の一〇%のものを加えますと、これは六割二分、全体の六割二分で、六割以上になるといふのであります。まあ一五%、二〇%、逆に見ますと、二〇%が一番多くて、一五%、これで半分、それからさらに一〇%を加えて六割をこえるというのが、全体の分布図であります。

こういうような内容になっておると存じます。時間もありありませんので、一つ税率の内容はこのくらいにいたしました。さらに制度のことについて、一言申し上げたいと存じます。今度新たに作られた、今度の法案に作られた、今までの法律と違つておるものに、緊急関税とタリフ・クォータとがございませう。緊急関税につきましても、業界各方面が非常にこの成立を要

望しておったものであります。緊急関税というのはこれはあまりくどく申し上げるのもいかがかと存じまするが、新たな制度でありまするので、一言説明を加えたいと存じます。

日本の租税は、これはもう釈迦に説法のように存じまするが、憲法の八十四条によつて租税法主義、必ず法律によらなければならぬ。すなわち、この国会の議決を得なければならぬということになっております。これは旧憲法にも二十四条に同じような文句がありました。従つて前か、租税は必ず法律によらなければならぬということになっております。ところが、貿易・為替が自由化になると、外国の品物がどつと入つてくるおそれがある。そのために日本の産業が非常に脅かされる、日本の産業が非常に危ういという場合が、十分に想像できるわけでありませう。そしてその場合に、国会の審査を待つておられると、産業上あるいは国民経済上支障を来たすおそれがある、こういう場合に政府限りで一つ、租税法主義というけれども、その税率そのものを全部国会の議を経ることなしに、政府限りでこれを動かして得るやうに法律で委任していただきたい、法律から委任を受けたいというのが、その趣旨であります。そしてこれが今の憲法上でも、相当の制限を付するならば、関税に関する限り違反ではない、こういう解釈を下しているのではありません。

もつとも、このことにつきまして、今さらこの関税が、憲法八十四条のいう租税法主義で、すべてを法律

できめなければならぬのだということの例外をなすということとは、すでにこの国会で認めておられるのでありまして、現在の関税法を見ましても、関税率法等関税に関する法律を見ましても、たくさんありまして、今さら始まった問題でなしに、関税が委任命令によるものではなくさんあります。ありますから、緊急関税のものが委任命令によることはできない、どういふ条件をやつたところではそれは租税法主義の違反になる、というような議論はできないわけでありまして、旧憲法の八十四条に現在も、二十四条に現在も、二十四条と同じ規定がございましたが、この場合にも、関税に限つて、租税であつても委任命令のものがたくさんあります。現在においてもあります。従つて、これがいかなる場合にも、緊急関税は、そういうような委任による場合は、憲法の違反であるというような議論は、これはかえつておかしいものであります。ただ、その要件である、あるいはその範囲である、どの範囲でやれるかということのみが、憲法の違反であるかどうかという問題になつてくるのであります。

それでは、今度の緊急関税というものはどういふ要件を備えた場合に発し得るかという問題になつてくると思ひます。そこで、今の緊急関税というのは、まず第一に、特定の生産品が海外で、日本以外の外国で価格が低落するなどの理由によつて、わが国に相当に多量に入つてくるという場合、こういう要件が一つなければならぬ。その次に、その入つてくる当該輸入品と同種の日本生産品またはその類似の日本の生産品が、産業として非常な危害を

こうむる、または非常な危害をこうむるおそれがあるということが、その次の要件であります。もう一つは、国民経済全体の立場から見て、そういう委任命令を出すことが緊急やむを得ないのだと認められる場合と、この三つの要件のすべてを備えないと発動することができないと、こういうふうに縛られておられます。そして、その限度はと申しますと、その外国から入つてくる品物に普通の現在ある関税をかけることとしたしまして、正確にいえば関税相当額を加えて、そして日本の正常なる市場の価格と比べて、その差額、日本の結局生産品より幾ら安く入つてくるかということと比べて、その安く入つてくる差額の範囲内に限つてかけ得る、こういうことを委任する。範囲がここに局限されておるのであります。しかも、そういうものが相当期間続いたならば、これは法律に直さなければいけない、委任命令のままではいけない、こういうようになっておるのであります。非常にきびしい制約があるのであります。

で、いま一つは、ガットの譲許税率を撤回しまたは修正することができ、その場合に、ガットの税率を撤回したりまたは修正するために、外国はそのままでは黙つておらないと思ひますので、その代償として新たな品目に対して税率を譲許しなければならぬ。今の法律で定めた税率を引き下げてもやれる場合もある。そういうことも委任命令でやり得る、こういうようになっておるのであります。これが緊急関税であります。

それから、もう一つは、タリフ・クォータであります。タリフ・クォータは法律でちゃんと税率も二つまたは二つ以上の税率をきめておきまして、ある数量までは低い税率にする、その数量をこえたならば高い税率にする、こういうようなのがタリフ・クォータであります。その決定方法というのは政令によつてきめる、政令に委任する、こういうのであります。ニッケルとか高速度鋼であるとかこれを適用することになつておられます。

これが関税率法の一部を改正する法律案に対し私の御説明申し上げるその大要でございます。

その次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について一言申し上げたい。これは、関税暫定措置法と申しますのは、私が申し上げるのはいかががと思つたのであります。毎年々々この国会に出て、一年を限度といたしまして減免しておるのであります。毎年出ておりますので、これについてあまり申し上げるのはいかがかと存じます。ただ、今回これに加つたものが、ありますので、そのことだけを申し上げます。今度新たにガス事業用の原油が免税になつたということ、それから、今回もう一つ加つたものに、暫定増税、暫定減税というものが、あります。この暫定増税、暫定減税というものは、前申し上げました関税率法の一部を改正する法律案と密接なる関係がございます。前申し上げましたように、関税率法を改正いたしますが、これは今の自由化とかみ合わせまして、そうして生産者、消費者、あらゆる方面を考えると、改正したものをそつくりそのまま今すぐ施行してそのまゝを実施することは適當を欠くというやうなものがある。こういうものについて、暫定的に増税しておく、あるいは暫定的に減税しておくというものであります。暫定的に増税するといふものの中には、ニッケル等がございます。もう一ぺんいえば、ニッケルの方からいいますと、ニッケルは、タリフ・クォータという新しい制度と、今度の暫定増税という新しい制度と申しますか、まあこれは制度と申していいと思ひますが、それとを組み合わせました一つの考え方なのであります。今度、新たに考えられたといふか、外国にはタリフ・クォータといふのは、前かからあります。日本に採用されたものなのであります。暫定減税といふのにつきましても、法律では高きめておくけれども、それを今すぐ自由化になる前に施行したならば消費者にいろいろな影響を及ぼすといふので、自由化するまでは減税しておく、自由化になって初めて定率法にきめたやうなものを適用するといふのが、今度のことであります。パターであるとかチーズであるとかいふやうなものがございます。これが今度の関税暫定措置法の一部を改正する法律案の中の最も特徴あるものであると存じます。

あらかじめ与えられました時間が大体来ましたやうなので、私の説明を一旦終つておきます。

○委員長(大竹平八郎君) ただいまの尾関参考人に御質疑がある方は、順次、御発言願ひます。

○木村禮八郎君 大へん貴重な御意見を伺ひまして、ありがとうございます。ただいまの緊急関税とタリフ・

クオータにつきましては、関税率審議会の答申におきましても、そのプラスの面とマイナスの面が両方答申されているわけですね。それで、ただいまお伺いしたのは主としてプラスの面について伺ったわけですね。マイナスの面につきましては、緊急関税については、この答申を見ますと、現行法でも復関税とか報復関税、相殺関税、それから不当廉売関税の規定があるけれども、これまで全然発動された例はない、現行でもそういう例があるんだ、それから第二に、こういう制度をとりますと、かえって相手国に緊急関税の発動の口実を与えるおそれがある、この二点をマイナスの面として指摘されているわけですね。この点について御意見承りたいですね。

そのことと、もう一つは、今度はタリフ・クオータにつきまして、もし適用を誤りますと非常な弊害があるわけですね、これも、それでこの答申案には、そのマイナスの面として「適正なクオータの算出に困難がある」、それから「先着順制を採る場合は、無用の輸入競争を誘発するおそれがある」、第三に「クオータをあらかじめ割り当てての制度を採る場合は、プレミアムの発生等、外貨割当制度と同様の弊害を生ずるおそれがある」、こういう点を指摘しているんですね。私は特に第三の「外貨割当制度と同様の弊害を生ずるおそれがある」という点が気にかかるところなんです。

そういう今申し上げましたマイナスの面です、緊急関税と、それからタリフ・クオータにつきまして、御意見を伺いたい。それから、最後に、暫定措置につき

ましてお伺いいたしました。先ほどガス事業用の原油の免税ですか、それと暫定増減税につきまして、最初何かこういう困ったことに陥るようなちよつと形容の言葉を申されたんですけれども、これについての御意見ですね、これはただ、これについてはその法案の内容の重点を御紹介されただけでございましたが、これについての御意見を伺いたい。

○委員長(大竹平八郎君) なお、申しおくれましたが、政府側より説明員といたしまして、加治本業務課長、木谷鑑査課長の両氏が出席をいたしております。

○参考人(尾関特玄君) お答えいたします。緊急関税につきまして、及びタリフ・クオータ等につきまして、諮問の答申にという今御質問でございまして、諮問とはどうもあつたように思いませんのんですが、議論する場合にはいろいろのものがあつたこととございました。しかし、答申にはちよつと思ひ当たりません。しかし、それがいずれにいたしましても、今木村さんからのお話がございましたので、その答申であるかどうかはしばらくおきまして、お答えいたします。

書いてあるかも知れません。今の現行法ではどう書いてあるか、ちよつと正確な文字は知りませんが、結局不当廉売防止条項、ダンピング防止法とも書いてある、それが一番よく似ていると思ひます。しかし、これは外国がダンピングをやつてきておる、結局日本なら日本に対して、向こうの市価をわざわざ割つて日本にたぐさん来ておるといふ場合でないかと発動できませぬ。そして外国が日本に対して安く売つておる、お前の市価とそれから日本に來ておるCIFの価格とは非常な差額があるといふことを立証するのは日本でありまして、この立証はなほだむずかしい。従つて、どの国にも昔からこういうような不当廉売防止法のようなものはあるけれども、実際においては適用がほとんどなかつた。これを適用するときには、ほとんどけんか腰になり、お前の国というその外国市場価格を調べることがすでにむずかしい。ところが、今度自由化すると、そういうことも含みまされども、事実においては、その他におきましても、そう不当なことはなくとも、安くなる場合がある。そういうときには、外国のことを立証する必要がない。日本の産業から比べて外国の方がたぐさん来て、日本の産業が現にこういう非常なる危害をこうむるのだ、またた危害をこうむるおそれがあるのだというこのみで発動するのでありますから、日本としても発動は非常にやりやすいわけでありまして、そこで、各国はこのごろそういうような法文を一つ加えておる。ガットの規定の十九条にもそういう規定がちゃんとできております。不当廉売防止法があるにもかか

わらず、なおかつ、不当廉売防止法と

いうのはおそろしく先進各国のどこにもあります。またガットにおいて別々に今ここに申し上げました緊急関税のようない規定を加えておる。そういう方面から見ても、こういうものは必要であるといふことが一つ。

それから、各国に対していろいろの報復措置というお話がありまして、そういうことはいろいろあるでありましようが、しかし、不当廉売防止法なんかによると、すぐ報復措置、そんなことはないのだといふのでやり得るのではありませんが、今度の緊急関税のようになると、そういう言いがかりはなかなかつかない。ただ、実質的には、こちらが関税を上げるとすれば、これは緊急関税であつても、それから普通の関税であつても、お前の方が高くするならば私の方もやりたいといふことはあるけれども、これは緊急関税そのものの本質的の弊害ではない、それは関税を上げた場合にはいかなる場合にも考えられることである、こういうようなことでありまして、緊急関税そのものにつきましては、これは委員会でもそう大した議論があつたように思ひませぬ。それが一つ。

それから、次の今度タリフ・クオータについて申し上げますが、タリフ・クオータにつきましても審議はあつたようにも思ひないのをごいします。しかし、議論の途中でいろいろありまして、これは委員会でも、タリフ・クオータというやうなものをおまひやると自由化の精神に反するのではないかと、そういう場合があるのではないかと、そういうようなことがありまして、あまりたくさんこれを採用することは考へ

ものだ、そこで局限してこれを採用することにすべきである。で、いろいろ局限した結果、わずかに委員会においては五品のみが取り上げられまして、初めはあれもこれもというやうな議論がありましたが、それはこの際避けるべきであるといふやうなことが、実はその審議の過程のときに、これはもう大ぜいおりまして、十八名の調査員がおるのであるから、いろいろ議論し、そうしてこれが二十数回いろいろの議論をやりましたから、各方面から慎重な審議を重ねましたから、そういう議論の中にはありましたが、結論においては最後に一人も反対する者はありませんでした。つけ加えておきますが、二千二百三十三品目及びこの制度につきましては、一品ごと、一制度ごとに決をとりましたが、すべてが全会一致でありまして、異議を差しはさむ者は一人もありませんでした。すべてが満場一致であつたといふことをつけ加えておきます。

それから、もう一つは、ガス重油のことについて、困つたといふやうなことをちよつと申しましたか、そういうことは全然ありませんでした。重油につきましては、最後にさつと出て、これは石炭と石油との関係もあるけれども、むしろ粘結炭の方で一般のあの重油の方には関係がないという説明で、さつと、これこそ何の議論もなしに通つたのをごいしまして、私が何か言つたといひましたら、それは非常なる誤りでありまして、そういうことは全然ございませんでした。

○木村八郎君 もう一つ、簡単に、緊急関税を運用する場合、ガットの税率を撤回または修正する場合、この新

率を撤回または修正する場合、この新

しい譲許をしなければならぬわけですね。その場合、譲許品目が問題になると思うので、しかし、それは委任命令になって、お役所がやるわけですね。そういうことでもお役所にまかして弊害がないかどうか。それは緊急関税をかけられる方はそれで保護されるからいいんですけれども、そのかわりにほかのものを譲許するときには、どういふものを譲許するかによって、その譲許の対象になる品目なり、それから業界なりが影響を受けるんじゃないかと思うので、そういう場合、委任命令でいいかどうかですね。まあそんなに弊害がなさやいなでしようけれども、無理に——無理でないのでも、きめてしまつて、そして片方の業者が困つたというような場合には、どういふことが……これは国会でそういう場合に審議されれば事情が明らかになりますけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

○参考人(尾関将玄君) 私の意見としてお答えいたします。これは政府の意見であるかどうかわかりませんが、われわれがその審議したときの意見は、今私が申し上げるような意見と同じことであつたのでござりますが、これは木村さんのおっしゃること、非常に……もつと……と存じます。しかし、今外国に対して日本が関税率を譲許して、その譲許を日本はやめるのだ、こういう場合に、外国から見るとどうあるかという、今日日本に譲許してある税率という、日本が外国に譲許しているために外国もまた日本に対して税率を譲許して、これはもう相互主義で、両方がそれをやっておるわけでありませぬ。それを、日本が今譲許して

おる税率をもう譲許しないのだということになると、向こうも黙つてはおらないわけでありませぬ。それじゃ困るというので、向こうも譲許を撤回する場合がある、それがまた日本の産業から困る場合が非常にある。そういう場合には、そのかわりに日本もほかのものを何か譲つてくれということに向こうが言ってくるのが普通でありまして、そこで日本もいろいろ考へて、それじゃこういふものを譲ろうというよゆうなことになる、初めて円満に交渉がゆく。そうしないと、これは日本の今の貿易の状態、産業の状態から考へて、緊急関税で譲許を撤回する、こういふことも、私を作つて何とか入れないと同じことであつて、実際においてこれが動かぬ。実際において動くようにするために、もうやむを得ざる最小限度においてはほかのものを譲らなやならない、こういう場合がある。そうしないと、委任命令になつたところ、委任命令は動かぬ。そこでやむを得ない、これはもう木村さんのおっしゃるに非常に異例でありませぬ、しかしこれはやむを得ず認めなければならぬということであると思ひます。

いま一つは、国会の審議を経なければならぬというの、これも……とありますが、これは外国との交渉の場合でありませぬ、これは形式論でなくて実質論になります、外国との交渉の場合には、ガットの率をこしらへるときにも、これは国会に諮らざらぬ、一応の話を進めて、それからあとで承認を得るというよゆうなこともあるんでござりますが、まあきわめて小範囲であるならば、それをきめて実行に移しても、そう弊害はないんじゃないか。少なくともそうしなければ日本の産業の危殆に瀕するよゆうな場合を救ひ得ないんじゃないか、こういうよゆうに委員会でもきめ、法制局でもそれを認めたと聞いておられます。

○荒木正三郎君 私も一点伺いたいたんですが、いわゆる大衆消費といわれるよゆうなもの、特に酒とかあるいはたばこ、こういう品物に対する関税は非常に高いんですが、従来も高かつたわけですが、これは国内産業を保護助成する、そういう目的からこういふ高い関税といふものが従来から行なわれたといふふうには考へるんですが、一面消費者である国民の立場からすれば、非常に高いのを買わされておる。まあ不当という言葉が当たるかどうかわからないんですが、不当ともいえるほど高い値段で消費しなければならぬ。その原因が関税にあるということ、国民の負担は非常に重いということになるわけなんです。一方では、この高い関税によつて国内の産業を保護助成するという問題、矛盾した理由がここに現れておると思ふんです。しかし、国内産業を助成育成するということ、関税の操作だけで処理していくということとは、考へる必要があるんじゃないか、かと私は考へるわけですが、こういう点について審議会で御議論がなかつたかどうか、あればどういふ議論があつたかというふうな点ですね、これが第一点お伺ひしたいと思ふんです。

もう一つは、たばこについては、あつては酒についても、国内において相当地の税がかけられておるわけですが、国内において、非常に重い税がかけられておるわけですが、従つて、今おっしゃつたよゆうに、専売を乱さない範囲においては関税を引き下げてもいい。今度、葉巻の方は三五%であつたのを、日本の専売と比べて、今回初めてでござりまするが、二〇%まで引き下げても、日本の専売を侵すものではないというよゆうに判断いたしました。審議会で二〇%まで引き下げました。そういう何で、日本の専売といふのは、建前がいいか悪いかは別として、それがあつた限りは、これに準拠したる関税を盛らなければならぬというので盛りました。

するわけである。従って、公益委員と
いう言い方はおかしいのでございます
けれども、何かやはりその直接の業
界、もちろん字識経験者としては入
っていたわけでございますが、それ
にしましても、どうしても業界の利害
の反映というものは免れがたいとい
うことを想定せざるを得ませんので、
やはり役人といえますか、役所側とし
ての各省の見解もやはりこれは調整し
なくてはならぬ問題でございます
で、そういう実質的必要もございま
すし、それからまた、単に業界だけで議
論をする方が妥当な結論になるかどう
かという点も問題がありますので、や
はり各省の、関係省の次官には一応
入っておいていただいた方がいいの
じゃないか。そうしますと、会長をど
うするかということで、まあ、各省の
メンバーが入っておりますと、大体一
番主管の次官——大臣が出まさんと、
主管の次官が会長になるのが普通であ
る。そうすると、次官を会長にするか
大臣を会長にするかということになり
ますと、各省次官が入っております
が、敬意を表しまして大臣がよろろ
うということで、この辺はなお、将来、
私はこれは全く個人的な見解でござ
います、検討の余地はあるかと思いま
すが、この際としては、一応従来の機
構をしいて改正しなくちゃならぬとい
うほどのこともあるまいということ
で、従来のままにいたしておるわけ
でございます。

付帯決議、「砂糖の輸入自由化は、昭
和三十六年中に実施すること」という
ことが一つ、それから砂糖の値段をキ
ログラム当たり百二十五円をこえるこ
とのないように配慮するというような
こと等々、付帯決議があるのですよ。そ
れを大蔵大臣が会長として答申するの
でしよう。そうして大蔵大臣が大蔵大
臣に答申して、それを今度は、三十六
年度には実施できないということにな
ってきているのですよ。妙なこれは
は自問自答ということ……。何か、
関税制度もやはり答申してありますね。
それは何かそこに、そういう制度的に
一つ、これは非常に日本の産業なり、
国民生活に重大な影響を及ぼすので
から、そういう何か機構が必要じゃな
いでしようかね。

○説明員(加治木俊道君) 確かにそう
いう点いささか奇妙な点があるので
ございますが、その審議会の会長として
答申される場合には、大蔵大臣の意見
ということではなく、人格の使い分け
すけれども、審議会の総意を取りまと
め、審議会の会長として答申するこ
とになりますので、まさに同一人格
で、現実には同一人でありながら人格
を使い分けるといふ点に問題はあろう
かと思いますが、今までそういう面
で特に支障を生じたこともございま
せんし、それから先ほど申し上げまし
たような点がありますので、まだはき
り割り切った結論が出ませんので、一
応現状通りということになっておるわ
けでございます。

○木村禎八郎君 先ほど荒木さんが砂
糖の問題について御質問して、それで
尾関さんがああいう御答弁をされた。
それで、これは付帯決議になってお
るのです。砂糖関税改訂についての
堀江憲雄さんが意見を書いておられ
たね。関税制度に関するそういう民間
のいろいろな意見をもっと反映したよ
うな、そういう何か機関というものが
必要じゃないかというようなことを、
新聞に何か意見を発表しておりました
がね。何かそういう点について研究し
ていないのですか。

○説明員(加治木俊道君) いや、実は、
これは必ずしも十分徹底した研究まで
いっておりませんけれども、たとえば
アメリカでは関税委員会という行政委
員会があるわけです。委員会組織の行
政機関になっていくわけですね。それ
も、そういう例、今度緊急関
税をとりますので、緊急関税の運用
上、特にそういう点、いろいろ問題
になるわけです。しかし、日本で行政
委員会という点になりますと、実際
問題としていろいろ問題を考えなく
ちゃなりません。現実には民間
の事業なりあるいは業界に直接関連し
ておられるから、その肩書で給与をどう
するかという問題もありません。それ
も、そのまま行政委員会の委員になる
というの、これは必ずしも適当でな
いというふうな点になりますと、フ
ル・タイム・サービスのそういう委員を
求めるというところが、いろいろな委員会
の今までの事例に倣して、なかなか
なかりまうかないという点。それ
から、行政委員会というの、どうも
日本でいろいろ実例はありましたし、
現在もあるわけでございますけれど
も、なかなかうまく根をおろさない。
それから、関税といふと、ことに
貿易が自由化されますと、貿易に
関連する諸政策というものが主として関税
に表現されて、これでコントロールす
るといふことになるわけです。そうす
ると、この背後には、もちろん今は主
管は大蔵省でございましてけれども、諸
政策の担当官庁というのは各省がある
わけでございます。結局、各省の政策
との調和ということを当然はからざる
を得ないので、これと全く分離した形
で、各省の政策についても責任を持
つた形の委員会というものを設けるこ
とが適当であるかどうかという点もあ
りまして、一応やはり現段階で考えられ
る限りは、今までの機構を考慮する
といふ点、緊急関税につきましても、
四十五名、総会にするか、あるいは
は特別の部会をこしらえるか、これは
検討の余地がございまして、これは
一応今までの機構を活用して、これを運
用していったらどうか。今までの委員
会においても緊急関税に関してはそ
ういふ疑問が出まして、一応審議会で
結論はそういうふうになっております。
○委員長(大竹平八郎君) 本日はこれ
にて散会いたします。
午後三時三十五分散会
三月十七日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、法人税法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は一月
三十一日)
一、所得税法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は二月
二日)
一、租税特別措置法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は三月三日)
一、森林火災保険特別会計法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は二月二十日)
一、国立病院特別会計法の一部を改
正する法律案(予備審査のための
付託は二月二十日)

三月二十日予備審査のため本委員会に
左の案件を付託された。
一、大阪港及び堺港並びにその臨港
地域の整備のため発行される外貨
地方債証券に関する特別措置法案
一、税理士法の一部を改正する法律
案
大阪港及び堺港並びにその臨港
地域の整備のため発行される外
貨地方債証券に関する特別措置
法案
大阪港及び堺港並びにその臨
港地域の整備のため発行され
る外貨地方債証券に関する特
別措置法案
(外貨地方債証券についての政府の
保証)
第一条 政府は、当分の間、法人に対
する政府の財政援助の制限に関する
法律(昭和二十一年法律第二十四
号)第三条の規定にかかわらず、大阪
港又は堺港における港湾施設の
建設又は改良、これらの臨港地
域における工場用地の造成及び
工業用水道、輸送施設その他の関
連施設整備に関する事業に必要な
経費の財源に充てるため発行され
る地方債証券で外国通貨で支払わ
なければならぬものに係る債務
について、国会の議決を経た金額
の範囲内で保証契約をすることが
できる。
2 政府は、前項の規定によるほか、
同項に規定する地方債証券を失つ
た者に交付するため発行される地

方債証券に係る債務について保証契約をすることができる。
(外貨地方債証券の利子等の非課税)

第二条 前条の地方債証券の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前条の地方債証券の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府が昭和三十六年度において第一条第一項の規定により保証契約をすることができる金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して発行する地方債証券につき、その発行の時にける基準外国為替相場又は裁定外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項又は第二項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び当該

証券の発行に関する契約に基づいて支払うべきその他の支払金の額に相当する金額とする。

案 税理士法の一部を改正する法律

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中(第四十九条―第四十九条の十九)を(第四十九条―第四十九条の二十一)に改める。
第三条第一項中「及び、とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「第二十四条」の下に「第三十六条」を加える。
第四条第五号中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)(噸税法明治三十二年法律第八十八号)を「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)に改め、同条第七号中「税理士の登録を取り消すことを禁止された者」に改め、同条第九号中登録の申請を却下された者」を「登録を拒否された者」に改める。
第五条第一項第二号中「行政事務」を「官公署における事務」に改める。
第八条第一項第五号中「所得税」を「官公署における事務のうち所得税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第六号中「国税に関する行政事務」を「官公署における国税に関する事務」に改め、同項第七号中「事業税」を「官公署における事務の

うち事業税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第九号中「地方税に関する行政事務」を「官公署における地方税に関する事務」に改める。
第十九条第一項中「国税庁」を「日本税理士会連合会」に改め、同条第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。
第二十一条第一項中「その住所地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官」を「大蔵省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会」に改め、同条第二項中「二通」を「三通」に、「税務署長」を「同項の税理士会」に改め、「当該申請者の住所地」の下に「の所轄税務署長並びに当該住所地」を加える。
第二十二条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「当該登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、次条第一項の規定による通知に係る者につき登録をしようとするとき、又は登録を拒否しようとするときは、第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。
第二十二條第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同条第三項及び第四項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録の申請を却下する」を「登録を拒否する」に改める。
第二十三條の見出し中「国と地方公共団体」を「国等と日本税理士会連合会」に改め、同条第一項中「市町村」を「税務署長並びに市町村」に、「第二十四条」を「次条」に、「国税庁長官に通知しなければならない」を「日本税理士会連合会に通知するものとする」に改め、同条第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録の申請を却下した」を「登録の申請を却下した」を「登録を拒否した」に改め、「その旨を」の下に「国税庁長官並びに」を加える。
第二十四條第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「国税又は地方税」を「不正に国税又は地方税の賦課又は徴収」に、「免かれ」を「免れ」に改め、同号の次に次の一号を加える。
四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの。
第二十四條の次に次の一号を加える。
(登録を拒否された場合等の異議の申立て)
第二十四條の二 第二十二條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に関する異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができ、
第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月以内に当該申請に係る登録がされない

場合(当該期間内に当該登録を拒否された場合を除く)には、当該登録を拒否されたものとして、当該期間満了の日後三月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができ、この場合において、当該異議の申立てがあつたときは、当該申立ての日日本税理士会連合会が第二十二條第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。
3 国税庁長官は、異議の申立てを受理した場合において、当該申立てについて理由があると認めるときは日本税理士会連合会に対して登録を命じ、当該申立てについて理由がないと認めるときは当該申立てを棄却しなければならない。
4 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により当該申立てを棄却しようとする場合に準用する。
5 国税庁長官は、第三項の規定による処分をしたときは、書面によりその旨を当該異議の申立てをした者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、当該処分が棄却の処分であるときは、当該異議の申立てをした者に対する書面には、その理由及びその者が第二十二條第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。
6 日本税理士会連合会は、第三項の規定による登録の命令を受けたときは、すみやかに、登録を行なわなければならない。
7 前各項に規定するもののほか、

第一項又は第二項の規定による異議の申立てに關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「申請に基づき」を「申請に基づき」に改め、「判明したときは」の下に、「第四十九條の十七に規定する資格審査会の議決に基づき」を加え、同條第二項中「規定による処分をする」を「規定により登録を取り消そうとする」に改め、同條第三項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同條に次の一項を加える。

4 前條第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分と異議がある場合に準用する。この場合において、同條第三項及び第六項中「登録」とあるのは「当該処分の取消し」と、同條第五項中「その理由及びその者が第二十二條第四項の規定に該当する者である場合にはその旨」とあるのは「その理由」と読み替えるものとする。

第二十六條第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 前條第一項の規定による登録の取消しの処分が確定したとき、
四 前号に規定するもののほか、
第四條第二号から第八号までの一に該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

第二十六條第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号、第二号又は第四号」に、「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第三十六條の見出し中「脱税相談」を「脱税相談等」に改め、同條中「脱税につき」を「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき」に改める。

第四十四條第三号及び第四十五條第一項中「登録の取消」を「税理士業務の禁止」に改める。

第四十八條中「戒告又は税理士業務の停止の」を削る。

第四十九條第二項中「及び連絡」を「連絡及び監督」に改める。

第四十九條の二第三項中「変更」の下に「政令で定める重要な事項に係るものに限る。」を加える。

第四十九條の十四第二項中「及び連絡に關する事務を行う」を「連絡及び監督に關する事務を行ない、並びに税理士の登録に關する事務を行なう」に改める。

第六章中第四十九條の十九を第四十九條の二十一とし、第四十九條の十六から第四十九條の十八までを二条ずつ繰り下げ、第四十九條の十五を見出しとして「(税理士会に關する規定の準用)」を附し、同條中「(第二項第二号を除く。)」を「第一項」に改め、同條を第四十九條の十六とし、同條の次に次の一條を加える。

(資格審査会)

第四十九條の十七 日本税理士会連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二條第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五條第一項の規定による登録の取消しにつき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本税理士会連合会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十九條の十四の次に次の一條を加える。

(日本税理士会連合会の会則)
第四十九條の十五 日本税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九條の二第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項
二 税理士の登録に關する規定
三 第四十九條の十七に規定する資格審査会に關する規定

2 日本税理士会連合会の会則の変更(前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。

第五十一條第二項中「第四十四條(第三号を除く。)、第四十五條(第一項中登録の取消処分に關する部分を除く。)」から第四十八條までを「第四十四條から第四十六條まで」を「第四十四條中税理士業務の禁止の処分に關する部分を除く。」、第四十七條、第四十八條(税理士業務の禁止の処分に關する部分を除く。)」に改める。

第五十六條第一項中「第二十二條第一項、第二十五條第一項、」を削る。

第六十三條第二号中「第四十九條の十七」を「第四十九條の十九」に改める。

附則第三十項中「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十一條第一号中「もつぱら国税又は地方税に關する行政事務に従事した」を「官公署における国税又は地方税に關する事務にもつぱら従事した」に、「行政事務の」を「事務の」に改め、同項第二号中「會計士補でこれらの者の」を「會計士補の」に改める。

附則第三十四項中「並びに第十三條第四項及び第五項」を「第十三條第四項、第六項及び第八項並びに第十四條第二項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條第一項、第四條第五号、第五條第八條、第二十四條、附則第三十項、附則第三十一項及

び附則第三十四項の改正規定並びに附則第九項の規定は公布の日から、第三十六條の改正規定は同日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 改正後の税理士法(以下「新法」という)第四條第七号及び第二十六條第一項第四号の規定の適用については、改正前の税理士法(以下「旧法」という)の規定による懲戒処分により税理士の登録を取り消された者は、新法の規定による懲戒処分により税理士業務を行なうことを禁止された者とみなす。

3 新法第四條第九号の規定の適用については、旧法の規定により税理士の登録の申請を却下された者は、新法の規定により税理士の登録を拒否された者とみなす。

4 旧法の規定により国税庁長官に提出した登録申請書その他の税理士の登録に關する書類は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において新法の規定により日本税理士会連合会(以下「連合会」という)に提出したものとみなす。

5 旧法の規定による税理士名簿の登録は、施行日以後は、新法の規定による税理士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により国税庁長官が交付した税理士証票は、施行日以後は、新法の規定により連合会が交付した税理士証票とみなす。

7 旧法第二十二條第一項又は第二十五條第一項の規定による処分を受けた者において当該処分に異議がある場合における訴願について

は、なお従前の例による。

8 国税庁長官は、施行日において、国税庁に備えた税理士名簿その他の税理士の登録に関する書類を連合会に引き継がなければならぬ。

9 連合会は、この法律の公布の日以後遅滞なく、会則の変更につき必要な手続を行わなければならない。

10 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者」を「業務ヲ禁止セラレタル者」に改め、「若ハ取消」を削る。

11 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」を削り、「許可の取消、除名又は業務の禁止」を「業務の禁止又は除名」に改める。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「税理士の登録及び監督並びに」を「並びに税理士」に改める。

第三十二條第十三号中「税理士の登録及び監督並びに」を「税理士」に改める。

13 弁理士法(昭和二十四年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「登録を取り消され」を「業務を禁止され」に改める。

第十二條第一項第二号中「許可取消」を削る。

14 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「税理士」を削り、「弁理士」の下に「若しくは税理士」を加える。

15 この法律による改正後の弁理士法第五条第三号、公認会計士法第四条第七号、弁理士法第六条第三号及び第十二條第一項第二号並びに司法書士法第三条第五号の規定の適用については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。